

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2019 年 12 月 18 日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.42

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.33

合同
発行

連絡先：〒 196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/

発行：横田・基地被害をなくす会／第 9 次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第 9 次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

東京高裁 1 月 23 日(木) 判決 16 時 / 集合 15 時

直接傍聴行動に参加の方は、15 時東京高裁正門前に集合！

法廷（1 階か 8 階＝未定）を満席にしよう

前回 NEWS でお知らせしましたように、来年 1 月 23 日に、私たち「第 9 次横田基地公害訴訟」の高裁判決が出されることになりました。

◇ 1 月 23 日の行動は、以下を参照してください。

※①②⑦～⑨はバスに乗って参加の方

① 12 時 00 分：JR 箱根ヶ崎駅西口出発

② 12 時 30 分：JR 昭島駅南口経由

※バスの方には簡単な昼食を用意します。

③ 15 時 00 分：東京高裁正門前で事前集会

④ 16 時 00 分：（法廷未定）で判決言い渡し

⑤ 16 時 30 分：正門前で簡単な報告集会

⑥ 17 時 00 分：参議院議員会館で報告集会（裁判所からバスや電車移動）

⑦ 18 時 00 分：参議院議員会館出発

⑧ 20 時 00 分：昭島駅到着

⑨ 20 時 30 分：箱根ヶ崎駅に到着

1 月 23 日 15 時
集合（正門前）



バスでの参加希望者は、必ず、棟棠（ていとう）＝ 090-1468-4211、塚本＝ 090-4227-8598 まで連絡を。

◇判決言い渡しが行われる法廷ですが、12/17現在において、裁判所は法廷の場所を明らかにしていません。9月17日の結審の際に、裁判長から809法廷である旨申し渡されたのですが、そのあと弁護団から数回にわたって、1階の大法廷にしてほしいとの要望を出しています。

また、原告団も12月17日に「抜本的な解決を図れる判決を出してほしい」との団体署名225通を高裁の担当書記官に持参した際に確認・要請をしましたが、未だに回答がないのです。

◇バスでの参加希望者は、1ページのとおり、原告団事務局長・榎棠（ていとう）、なくす会事務局長・塚本に必ず連絡してください。なお、バス参加者には、交通費補助は出ません。

バスは補助席を入れて50人乗りですが、定員や軽食の準備の都合がありますので、連絡をよろしく願いいたします。

また、報告集会を行うために、高裁から参議院議員会館に向かう際には、多くの方がバスに乗れるよう、ご協力ください。

高裁後を見据えて他基地訴訟判決と上告理由を比べる

（原告団事務局）

今年は、全国の基地訴訟で高裁判決が相次ぎました。これらの判決とその後の対応について比較することで、私たちの高裁後の対応についての検討資料としたいと思います。

以下は、普天間、新横田、嘉手納、岩国の高裁で示された判決内容とその後の上告内容をまとめたものです。

どの原告団も飛行差止は上告していますが、過去の損害賠償は、減額された原告（岩国）を除いて上告を断念しています。また、岩国を除いて将来請求は上告をしていますが、全員が上告しているわけではありません。

国は、どの訴訟でも上告を断念し、高裁段階で損害賠償を支払うことが既定路線になっている。

訴訟名 (略称)	高裁（控訴審）						高裁（上告審）	
	判決日 (2019年)	原告数	飛行 差止	損害賠償		防音工事 減額	原告数	上告理由
				過去分	将来分			
普天間訴訟	4/16	3,417名	×	75W: 4,500円 80W: 9,000円	×	1室10%, 2室目以降 +5%, 上限 30%	8名	飛行差止 憲法判断
新横田訴訟	6/6	1,077名	×	75W: 4,000円 80W: 8,000円 85W: 12,000円	×	室数に関わらず一律10%	925名	将来請求 飛行差止
嘉手納訴訟	9/11	22,058名	×	75W: 4,500円 80W: 9,000円 85W: 13,500円 90W: 18,000円 95W: 22,500円	×	1室10%, 2室目以降 +5%, 上限 30%	60名	飛行差止 将来請求 ※対米訴訟除く
岩国訴訟	10/25	654名	×	75W: 4,000円 80W: 8,000円 85W: 12,000円 90W: 16,000円 95W: 20,000円	×	室数に関わらず一律10%	差止め 139名, 損害賠償 減額 137名	飛行差止 損害賠償減額

※正式な訴訟名（上から順に）第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟、第2次新横田基地公害訴訟、第三次嘉手納基地爆音差止、岩国爆音訴訟

高裁判決とその後の対応

弁護団 近藤 麻衣

9月17日に結審した控訴審の判決が、いよいよ来年1月23日に出来る予定です。

以前控訴審での主な争点と国の主張についてお伝えしましたが、今回は現時点で想定される高裁判決と判決後の対応についてお話しします。

1 航空機の飛行差し止め

米軍機の飛行差し止めは、横田基地を始め全国各地の基地訴訟でも何度も求めているところですが、裁判所は、米軍機の差し止めは国の支配の及ばない第三者の行為の差し止めを求めるものであるという所謂第三者行為論を用いて、実体的な判断を一切しないまま請求を認めないという判決がこれまで続いています。

また自衛隊機についても、民事訴訟で求めることは不適法だという理由で同じく請求を認めていません。

本件訴訟の第一審も上記と全く同じ理由を繰り返して差し止めについては殆ど何の判断もせずに請求を認めませんでした。これまでの長年の訴訟経過を見る限り、今回の控訴審判決でも、上記の認定と異なる判断がなされる可能性は残念ながら低いところですが、少しでもこれまでとは異なり差し止めを進める判断が出ることを期待したいです。

また差し止めについては、請求が認められない場合には、最高裁に上告して争う予定です。

2 損害賠償

基地騒音による被害については、第一審では精神的な被害を認めW75コンター内原告については賠償請求を認めました。しかし同時に防音工事による被害軽減という国の主張を認め、最大で30%の減額を認めました。また、W75コンター外原告の被害は認めませんでした。

控訴審判決では一審で認められた賠償額の増減の有無のほか、前回お伝えしたとおり、防音工事による減額の不当性が認められるか、もしくは減額率の変更はあるかという争点がありま

す。また、W75コンター外原告の賠償請求についてもこれまでの種々の基地訴訟で認められていないところですが一定の考慮がされるかというところが問題です。

また被害の内容についても、オスプレイ配備後の騒音回数の増加や低周波音被害、精神的な被害だけではなく身体的な被害についても言及がされるかどうか判決で注目したいところです。

将来請求（結審後の損害賠償についても訴訟提起なしに支払わせること）も、消極的な判決が続いていますが、これも少なくとも一定の期間については認められるべきです。

3 判決後の対応について

控訴審判決が出されると、次は出された判決に対して最高裁に上告をするかどうかという流れになります。

ただし、上告については、控訴と異なり不服申し立てをする理由が限られており、主に判決に憲法違反があることや判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことといった事由が必要となってきます。

従って、差し止めについては先に述べたとおり、実体的判断に踏み込まずに門前払いされている状態を打破するために請求が認められなければ上告を予定しています。また、損害賠償については、将来請求は上告を予定していますが、過去の損害賠償請求は出された判決の内容を踏まえ、上記の上告申し立てをする理由があるかどうかを検討して判断するということになります。

弁護団では少なくとも差し止めと将来請求については上告を予定して申立内容を検討しているところですが、それとは別に控訴審判決で少しでも一審判決や他の基地訴訟よりも前に進んだ判断が出されることを期待しています。

一岩国基地訴訟・高裁判決支援行動報告一

裁判所が根拠のない線引きで被害を矮小化

第9次横田基地公害訴訟団 団長 福本道夫

10月25日、広島高裁で岩国爆音訴訟の判決が示された。

判決は2015年10月に示された地裁（山口地裁岩国支部）判決をほぼ踏襲するもので、飛行差止は第三者行為論で棄却、過去分の慰謝料は部分的に見直されたものの、大きな見直しはなかった。

この間の岩国基地の変遷に大きな問題があった。2009年3月に訴訟が提起された後、2010年5月に沖合に移設した滑走路が運用され、2012年には普天間基地に配備される前のMV-22オスプレイが岩国に陸揚げされ、岩国で機体調整を行った後に普天間に飛び去り、その後は度々岩国を訪れるようになっていく。さらに、米軍再編の流れで、普天間のKC-130（空中給油機）が岩国に移駐し、2017年になると、厚木基地の戦闘機を中心とする艦載機約60機が移駐し、岩国の常駐機は約120機と倍増した。

裁判所はこれらの事実を知りながら、沖合移設した滑走路のみを重視し、原告側が提出した騒音データを「移転後の騒音状況を証するデータであ

ることを認めない」とした。結果、地裁判決同様、十分な騒音測定がなされておらず、滑走路移設後に新たなコンターが引かれていないにもかかわらず、原告の居住する町名・番地によって、滑走路移設前のコンターを1ランク低くするなどの判断をしたのです。騒音は以前に比べ倍増したにもかかわらず、裁判官の思い込みだけで、原告の被害のスケールともいふべき慰謝料は、2010年5月以降分について、原告の多くが減額されたのです。

この判決に憤りを覚えた感情を抱きながら、判決翌日の26日には、広島から在来線で約1時間の岩国（山口県）基地に行き、地元の方の案内で岩国基地の実態を見聞した。

26日は土曜日だったために、目にした飛行機は少なかったが、基地監視行動を行っている方と落ち合って、貴重な話を聞くことができた。

また、以前は滑走路近くまで入れた道路が閉鎖されることで、年々基地の監視がやりにくくなっている（米軍が知られたいくことが増えている？）ことも実感した。



⇐ 広島高裁前で
の旗出し

⇨
判決後行われた
判決報告集会（弁
護士会館）



周囲が池になっていて、埋め立ててつ
くった様子がよくわかる岩国基地⇨



⇨ 前日10/25
に普天間に戻
ったかに見えた
MV-22 オス
プレイだが、1機
のみ戻ってきた。
故障か？



写真で見る活動報告

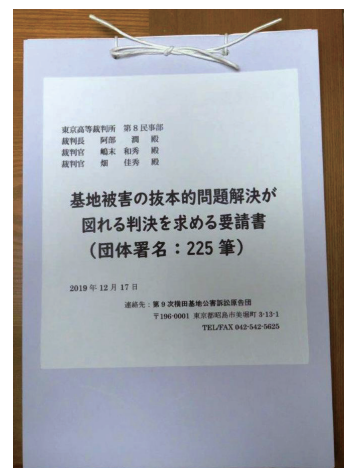


⇐
11/1 横田基地第2ゲート前スタンディング。約20名参加。1時間の間、オスプレイ配備に関する思いの文字看板と訴えを続けた。



⇐
12/1 参加者は少なかったものの3回目の横田基地第2ゲート前のスタンディングを敢行した。

⇐
12/17 東京高裁第8民事部阿部潤裁判長に抜本的問題解決が図れる判決を求める要請者(団体署名)225筆を提出した。



⇒
12/1 木更津で行われたオスプレイ暫定配備反対集会(参加約2000名)で連帯の挨拶をする福本団長



10～12月：CV-22B オスプレイの動向

月日・曜日	動いた機体数	離着陸訓練	夜間飛行 (19時以降)	基地周辺 旋回訓練	ホバリング訓練	ホイスト訓練	ローパス	射撃訓練 (銃口突出)	その他（目撃情報等）
10/1（火）	2		*						2回離陸～行先不明
10/2（水）	2		*	*	*			*	西方向へ
10/3（木）	2			*			*		相模原
10/7（月）	2	*	*	*	*	*		*	富士演習場
10/8（火）	2								
10/9（水）	2？								
10/16（水）	2								
10/17（木）	2								
10/22（火）	2								
10/23（水）	1								相模原，町田
10/24（木）	2		*		*			*	
10/26（土）	1？			*					
10/28（月）	2	*			*				神奈川，埼玉
10/29（火）	2		*	*	*		*		埼玉，23区等，継続音
10/30（水）	3	*	*	*	*			*	埼玉，継続音
10/31（木）	2	*	*	*	*				
11/4（月）	1			*					
11/9（土）	1			*					
11/14（木）	2		*	*				*	岩国？へ，焼津
11/15（金）	3		*	*			*		焼津
11/18（月）	2		*	*	*	*		*	富士演習場？，御殿場
11/19（火）	2		*	*					富士演習場？，御殿場
11/20（水）	2	*	*	*	*			*	無灯火，富士演習場？
11/21（金）	2		*					*	北に向かう
11/25（月）	2？	*	*	*					無灯火
11/26（火）	2？		*	*					只見
11/27（水）	1？		*	*					
12/2（月）	2	*	*	*	*				埼玉県，厚木基地
12/3（火）	2	*	*	*	*				富士演習場，小山町
12/4（水）	2	*	*	*	*			*	東富士，沼津
12/5（木）	2		*						岩国，相模原
12/9（月）	2		*	*					北に向かう
12/10（火）	2		*					*	
12/11（水）	2	*	*	*	*			*	富士演習場
12/16（木）	2	*	*	*				*	富士演習場
12/17（水）	2		*						

注）資料は「yokotajho のブログ」によるところが大きいが、「諸方からの目撃情報」「事務局だより-あきる野9条の会」等による。
 なお，確認できた内容のみ掲載していますので，実際は，これ以上の訓練が行われ，訓練地は拡大していると思われる。

「うるさい！」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

抗議先一覧

横田基地：042-552-2511
航空自衛隊横田基地：042-553-6611
防衛省北関東防衛局：048-600-1800
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
外務省：03-3580-3311
東京都庁：03-5321-1111
瑞穂町役場：042-557-0501
羽村市役所：042-555-1111
福生市役所：042-551-1511

昭島市役所：042-544-5111
立川市役所：042-523-2111
武蔵村山市役所：042-565-1111
日野市役所：042-585-1111
八王子市役所：042-626-3111
あきる野市役所：042-558-1111
青梅市役所：0428-22-1111
入間市役所：04-2964-1111
飯能市役所：042-973-2111

経過報告と今後の予定 (2019年10月18日～)

- * 10/18 三多摩平和運動C主催 10.21 集会で報告
- * 10/23 オスプレイ…東日本連絡会
- * 10/25 岩国基地訴訟広島高裁判決支援行動
- * 10/26 岩国基地フィールドワークに参加
- * 11/1 横田基地ゲート前でオスプレイ反対スタンディング
- * 11/1 弁護士・原告団会議 in 西東京 LO
- * 11/7 なくす会・原告団 合同役員会議
- * 11/12 三多摩東地区オルグ (カンパと要請)
- * 11/13 オスプレイ横田配備反対連絡会
- * 11/14 三多摩平和運動センターオルグ
- * 11/16 オスプレイ署名+宣伝行動 in 立川駅北口
- * 11/18 三多摩西地区オルグ (カンパと要請)
- * 11/20 東京平和運動センター幹事会オルグ
- * 11/20 全労協東京幹事会 (カンパと要請)
- * 11/21 全労協幹事会オルグ
- * 11/22 諸団体へ高裁への要請署名等依頼文書発送
- * 11/27 横田基地案内 (九州ブロック平和運動C)
- * 11/30 三多摩平和運動C 20周年記念式典
- * 12/1 オスプレイ配備反対スタンディング
- * 12/1 オスプレイ配備反対 12.1 県民大集会 in 木更津
- * 12/2 毎日新聞取材
- * 12/4 弁護士+原告団会議
- * 12/5 なくす会・原告団 合同役員会議
- * 12/10 オスプレイ…東日本連絡会
- * 12/17 高裁に抜本的解決が図れる判決を求める署名提出
- * 12/18 NEWS 印刷～送付

☆☆☆☆☆☆以下は、基地の現状など☆☆☆☆☆☆☆☆
* 10/1 北関東防衛局オスプレイの離着陸情報の提供中止
* 10/8 岩国基地の KC-130J (空中給油機) がローパス

- * 10/10-11 空自と米空軍、施設被害復旧訓練を実施
- * 10/11C-130J ①機が、台風避難？南西方向に飛び立つ
- * 10/13C-130J ①機帰投～1機が基地東側を旋回(日曜日)
- * 10/20 グローバルホーク、グアムの米基地に帰還
- * 10/28～11/8 サムライ即応監査
- * 10/9, 16, 17, 23, 11/1 物資・砂袋投下訓練
- * 11/1 : F/A18 ⑥機飛来
- * 11/12～13 横田 C-130 ②機が陸自訓練参加(日出生台)
- * 11/15 CV-22, 部隊の配偶者を乗せ関東の海岸沿い飛行
- * 11/15 (～11/17) EA18G ③機飛来
- * 11/24 : F/A18 ②機飛来
- * 11/25 11/24 横田に飛来した米・州空軍の C-17 が嘉手納基地で離陸直後に緊急着陸。部品落下？
- * 11/29 東京都と5市1町正月三が日の飛行停止要請
- * 11/30 オスプレイ部隊施設整備計画の変更発表

☆☆☆☆☆☆以下は、今後の予定など☆☆☆☆☆☆☆☆
* 1/1 基地第2ゲート前オスプレイ反対スタンディング
11時～12時
* 1/4 オスプレイ署名+宣伝行動 in 昭島駅北口
* 1/9 なくす会・原告団 合同役員会議
* 1/15 オスプレイ横田配備反対連絡会
* 1/23 高裁判決言い渡し
* 1/24 全国基地連政府交渉
* 1/25 広島でオスプレイ学習会 (講師)
* 1/27 オスプレイ…東日本連絡会
* 1/30 弁護士+原告団会議
* 2/2 原告団・臨時総会
* 3月 (日程未定) 小松地裁判決
* 3/28 日弁連シンポジウム (発言依頼あり)

第9次横田基地公害訴訟原告団・臨時総会のお知らせ

来年1月23日に、第9次横田基地訴訟の高裁判決が示されます。この判決を受けての対応について、臨時総会で決定します。大事な判断ですので、原告の皆さんはできるだけ出席されるよう、お願いいたします。

なお、1月初旬に、原告の皆さんに総会出欠確認・欠席者に委任状提出のお願いを発送しますので、皆さんの協力をお願いいたします。

◇2月2日（日）16時30分～

原告団・臨時総会

場所：昭島市公民館（市民会館併設）3階
学習会議室

【オスプレイ関連行動】

◇1月1日（水）11時～12時

横田基地第2ゲート前でスタンディング

◇1月4日（土）13時～14時

JR 昭島駅北口で署名、宣伝行動

NEWS内容 (CONTENTS)

1/23 東京高裁判決～15時正門前集合……………	1
他の基地訴訟高裁判決と上告理由を比べる……………	2
高裁判決とその後の対応（弁護団）……………	3
岩国基地訴訟・高裁判決支援行動報告……………	4

写真で見る活動報告……………	5
10～12月・CV-22 オスプレイの動向……………	6
うるさい！と思ったら、経過報告と今後の予定……………	7
原告団臨時総会、オスプレイ反対行動のお知らせ……………	7
目次、天欄……………	8

天欄

▶オスプレイが正式配備された10月1日を記念して、月の第1日に横田基地第2ゲート

前でスタンディングする・・・ことを決めてからもう3回のスタンディングが実行された。3回目の12月1日には横田当局は最初から鉄壁様のゲートを閉めていた。知らずにやってきた自動車が入れず、バックして戻ろうとして右往左往。実質的な基地への打撃になっている。12月1日には我々7～8名を倍する私服警官10、制服警官10ほどが待機していた。▶人数が減ったり、ゼッケンが見当たらなくなったり、いろいろマイナスな事態も起こるが、気長に、あきらめることなく続けたいと思う。塀の中と外で気にし合う関係が生まれている。よびかける言葉を研究する人が出てきたし、低空を編隊飛行するC130をじっくり見るようになった。1月1日（元旦）もやる。11時～正午、温かい服装で第2ゲート前へ来たれ！年の始め、私たちの声を米軍横田基地にむかってとどけよう。▶アフガンで長年活動してきた中村哲さんが亡くなった。衝撃の悲しい事件だ。砂漠を灌漑し、緑の農地に変え、作物を育て、人並みな暮らしができるようにすること、現地の人びとと力をあわせてそれを実現すること・・・中村さんの目指したのはわかりやすい、そして困難な事業だった。活動をバックアップするペシャワール会の支援の網が日本全国にひろがり、彼の故郷の古くからの灌漑の智慧も生きて、戦争の絶えない世界で大きな希望を人びとにもたらした。大統領が感謝の意を胸に柩をかつぎ、遺体は飛行機に乗せられた。▶中村さんが亡くなった2日後、自衛隊立川基地の門前で

自衛隊員によびかける反軍放送をした。宣伝車の上にスピーカーを乗せて、1970年代以

来つづけている、自衛官に反戦をよびかける立川での活動だ。自衛隊の中東派遣に近いという。その隊員の一人として、自ら「派兵」は正しいのか、考えてほしい、隊内で議論してほしい、とよびかけた。▶2020年はどんな年になるだろう？1月23日は高裁判決の日。阿部裁判長は最近、マタハラ職場を訴えた女性に敗訴判決をくださったばかりだ。判決に期待はできない。だからこそ傍聴席を一杯にし、霞が関一帯に、基地周辺住民の声を響かせる必要がある。(K) ▶高裁判決が迫ってきた。高裁判決が不十分な内容であれば最高裁に上告するしかないのだが、そのやり方は様々だ。ただ、今回は、普天間・新横田・嘉手納・岩国がすでに上告中ということで、力強い味方がいる。▶全国基地連では、基地問題の抜本的な解決を図るうえで■■の根源となる最高裁に対する運動を考えている。全国基地連共通のチラシを最高裁で撒く、署名活動を展開する、人間の鎖で最高裁を取り囲む、…▶日本の三権分立という制度は形骸化していて、米国のように（米国が素晴らしい！という意味ではないが）司法が行政を裁くことができない。そもそも最高裁人事に行政が関わっているのが問題だ。裁判官も人の子、政府を裁こうものなら、明日はどこに飛ばされるかわからない。少しは気概のある裁判官がいることを信じたい。▶横田・基地被害をなくす会事務局ブログが、サーバーの閉鎖によって <https://ameblo.jp/mjfq770/> に移転した。内容更新はこれからだが、たまにご覧ください。(M)